令和3年度 第4回 市川市多様性社会推進協議会

次 第

1. 議 題

- (1) 市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について
- (2)制度(案)について
- (3) その他
- 2. 事務連絡

7-2. 協議事項に対する意見のまとめ2

	協議項目	議論の到達点	主な意見	
1 目 的	1. 制度の目的 (趣旨)	本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分案 らしく生きることができる社会を実現するため、 パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるものとする。	 「人権の尊重」を明記すべき。 「自分らしく生きていきたいという人を応援する」との趣旨の文言を規定すべき。 「多様な性にかかわらず」という文言では問題が見えにくくなる。差別がはっきりあるので、その解消をしていくというアクションを含めた課題の提示を目的とすれば、「性自認及び性的指向にかかわらず」と明記すべき。ただし、それが突出しない表現に。 パートナーシップでだけでなく、ファミリーシップを含んだ制度とすべき。したがって、ファミリーシッに関する事項も規定すべき。 	
2	1. 制度の根拠	案1 制度の根拠を「条例」に置く。	 ・ 安定性がある。強固なものになる。 ・ LGBTQ当事者から見て、自治体としての本気度が感じられる。 ・ 市議会の議決を経ることから、制定するプロセスそのものにも意義がある。 	
根拠		案2 制度の根拠を「要綱」に置く。	 ・柔軟に対応できるという点で、要綱がよい。 ・パートナーシップ制度は、同性婚が立法化されるまでの間をつなぐ制度であり、将来的には不要となると理解している。「実」を取ることが大事 ・実際に使える制度を早く整えることが大事 ・条例は、市議会の情勢に左右される。要綱は、やり易さ、柔軟さがある。 	
	1. 制度の種類	案1 宣誓とする。(宣誓受領証)	 ・ 当事者の思いに寄り添った制度としては、「宣誓」がよい。 ・ 届出では、本気度が感じられないようにも思う。宣誓の方が自治体が腰を据えていると感じる。 ・ 公の所に言って宣誓し、カミングアウトすることは、重荷となる当事者もいる。 	
		案2 届出とする。(届出受理証明書)	 パートナーシップ制度は、同性婚の法制化までの間をつなぐ制度であると理解している。そのため、 婚姻と同様に扱うことでよい。 公の所に言って宣誓し、カミングアウトすることは、重荷となる当事者もいる。 宣誓では、ハードルが高くなってしまう。 	
3制度のあり	2. 制度の対象者	- 制度の対象者(宣誓又は届出を行うことができる者)については、申請要件を満たしていれば、戸籍の性別や性自認、性的指向は問わない。	 ・同性パートナーに限定せずに、事実婚も(異性)でも使える(広い捉え方ができる)千葉市・明石市のようにするのがよい。 ・カミングアウトを恐れている当事者はたくさんいると思われるので、異性カップルなのか同性カップルなのかを問わない制度であると利用しやすい。ただし、誰でも使えるというと本気度という点で疑問が生じる可能性はある。 	
り方	3. 定 義	【パートナーシップ・ファミリーシップ】 ・ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。(明石市要綱) 【パートナーシップ】 ・ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。(新宿区条例(案)) 【ファミリーシップ】 ・ パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。(新宿区条例(案))	 パートナーシップでだけでなく、ファミリーシップを含んだ制度とすべき。 法律婚でも、夫婦が同居しているとは限らないので、パートナーシップ・ファミリーシップ制度でも、同居である必要はない。 定義は、明石市及び新宿区案をベースにするのがよい。 	
4	1. 居住地(住所)	いずれか一方が、 ①本市に住所を有していること、又は②本市への転入を予定していること。	できるだけ婚姻制度に近しい制度が望ましい。法律婚でも、夫婦が同居しているとは限らないので、同居であることを申請要件とする必要はない。	
申請要件	2. その他の 要件	 ・ 成年であること。 ・ 当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。 ・ 婚姻をしていないこと。 ・ 双方が民法第734条から736条の近親者でないこと。 ・ ただし、同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、申請可能 	・ 同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、申請を可能とすべき。・ 新宿区の条例案を参考にするのがよい。	

	協議項目	議論の到達点		主な意見	
5証明書等の交付に関すること	1.手続書類	独身であること 戸籍謄本、独身証明書 (外国人の場合) 婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付 住所 住民票の写し 本人確認 マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、等		・ 在留資格のない外国人がパートナーの場合、在留資格を得るための困難さ、大変さがある。 - ・ 我々が想定していないようなケースがこれから起きるかもしれない。当事者に寄り添うため、 どんな些細なことでも相談が受けられる趣旨の文言を加えてほしい。	
	2. 通称使用	通称名を使用することができる。		・ トランスジェンダーの方への配慮として必要である。(通称名で社会的に認知されている人は多い。)	
	3. 手続	1人での手続も可。できるだけ使いやすくするのがよい。		明石市を参考に、できるだけ使いやすく、利用しやすい手続とすることがよい。。「郵送を可とする手続」には疑問がある。(例えば、国立大学の手続の場合、書類不備への速やかな対応が必要なため、基本的に対面)	
	4. 発行する形式 (交付する書類)	③電子受領証・証	領証・証明書 ②カード型の受領証・証明書 E明書 の導入を検討する h届出があった場合には、証明書は子どもの氏名も記載する	 紙の証明書は厳かな気持ちになる。カードは、住まい探しや医療現場で必須。併せて、電子証明があると心強い。 民間企業がブロックチェーンで(電子)証明書を発行している。日南市が利用しているので、市川市でも導入していただきたい。 	
	5. 手数料	宣誓又は届出に	手数料は不要。これらの証明書等の発行を受ける場合は有料	・ 婚姻の届出及びその証明書等の発行の場合に準じるのがよい。	
	1. 保存年限 (有効期間)	届出書等の保存期間は、30年とする。		 異性間における事実婚の証明書と同じように証明するなら、10年は短い。 異性婚における婚姻届の保存期間を踏まえると、「30年」若しくは「期間を定めない」ことがよい。 できるだけ長期がよい。 市川市文書管理規程で、保存期間が最長で30年であれば30年でよい。30年後には、法律婚が可能になるなど、より良い制度があるかもしれない。 	
6有効性に関すること	2. パートナー解消時	・「当事者の連名による届出書類の提出」及び「受領証等の返還」とする。 ・ 当事者2名又は1名が市担当部署に来庁して手続を行う。 ・ 当事者1名で手続を行うときは、運転免許証等により、本人確認を行う。 ・ 当事者1名で手続を行ったときは、もう一方の当事者(手続に来なかった当事者)に 対し、届出を受理した旨を市長が通知する。		 手続が1人で行われた場合の取扱いは、千葉市が離婚の手続に近い取扱いとしているので、 参考とするとよい(市からの他方への通知)。 法律婚では、離婚届の不受理申出の制度があるが、パートナーシップ制度は法律婚ではなく、 法的効力は生じないので、不受理申出を使用する意義は見いだせない。 今後、運用上必要がある状況になったら、その時に不受理申出等について対応すればよい。 	
	3. 転出時	・「当事者の連名による届出書類の提出」及び「受領証等の返還」とする。		・ 渋谷区などと同様に、「届出書類の提出」と「受領証等の返還」の手続でよい。	
	4. パートナーの 死亡時	・ パートナー死亡	ご時の届出(手続)は不要	 ・ 証明書等を返還するにしても、半年位猶予があった方がよい。 ・ パートナーの一方が死亡したときに、ファミリーシップで子どもがいる場合などを考慮すると、明石市のように、死亡の届出は必要ない。 ・ パートナーシップの解消の届出をしても、しなくてもよい。「解消を届け出ることができる」という形にできればよい。 ・ 戸籍上、死亡の事実は厳然としてあるので、解消届を出すか出さないかは、大勢に影響はない。利用者に対し、できるだけ利益になるようにすることを考えると、届出をしなくてもよい。したがって、明石市のように「死亡した時」を入れないことでよい。 	

8. 制度(案)に関する市の考え方

	協議項目	議論の到達点			
1 目 的	1. 制度の目的 (趣旨)	本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向に かかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現 するため、 パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるも のとする。			
2		案1 制度の根拠を「条例」に置く			
根拠	1. 制度の根拠	案2 制度の根拠を「要綱」に置く			
	1. 制度の種類	案1 宣誓とする (宣誓受領証)			
		案2 届出とする(届出受理証明書)			
3	2. 制度の対象者	制度の対象者(宣誓又は届出を行うことができる者)については、申請要件を満たしていれば、戸籍の性別や性自認、性的指向は問わない。			
制度のあり	3. 定 義	【パートナーシップ・ファミリーシップ】 ・ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う 継続的な2人の関係をいう。(明石市要綱)			
方		【パートナーシップ】 ・互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、 生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に 係る社会生活関係をいう。(新宿区条例案)			
		【ファミリーシップ】 ・パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の 未成年の子を含む社会生活関係をいう。(新宿区条例案)			
4	1. 居住地(住所)	いずれか一方が、 ①本市に住所を有していること、又は ②本市への転入を予定していること。			
申請要件	2. その他の 要件	 ・成年であること。 ・当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。 ・婚姻をしていないこと。 ・双方が民法第734条から736条の近親者でないこと。 ・ただし、同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、届出可能 			

市の考え方	(備考)
本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるものとする。	・ご提案いただいたとおり。
制度の根拠を「条例」に置く	
制度の根拠を「要綱」に置く	・ 実際に使える制度を早く整えることが必要と判断した。 ・ 柔軟に対応できる。
宣誓とする(宣誓受領証)	
届出とする(届出受理証明書)	・ 婚姻と近い形とし、「届出(届出受理証明書)」とした。
制度の対象者(届出を行うことができる者)については、申請要件を満たしていれば、戸籍の性別や性自認、性的指向は問わない。	・ご提案いただいたとおり。
【パートナーシップ・ファミリーシップ】 ・互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う 継続的な2人の関係をいう。(明石市要綱)	
【パートナーシップ】 ・互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、 生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に 係る社会生活関係をいう。(新宿区条例案) 【ファミリーシップ】	・ ご提案いただいたとおり。
・パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の 未成年の子を含む社会生活関係をいう。(新宿区条例案)	
いずれか一方が、 ①本市に住所を有していること、又は ②本市への転入を予定していること。	・ご提案いただいたとおり。
 ・ 成年であること。 ・ 当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。 ・ 婚姻をしていないこと。 ・ 双方が民法第734条から736条の近親者でないこと。 ・ ただし、同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、 届出可能 	・ ご提案いただいたとおり。

	協議項目		議論の到達点		
		独身であること(外国人)	戸籍謄本、独身証明書 婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付		独身であ
	1. 手続書類	住所	住民票の写し		住所
5		本人確認	マイナンバーカード、運転免許証、 在留カード、等		本人確認
証明	2. 通称使用	通称名を使用することができる。			通称名を
書等の交付に	3. 手続	1人での手続も可。(できるだけ使いやすくするのがよい。)			1人で6
関すること	4. 発行する形式 (交付する書類)	②カード型の受領	領証・受理証明書 領証・受理証明書 E明書 の導入を検討する		①A4サ ②カーI ③民間:
		※子どもに関する届出があった場合には、証明書は 子どもの氏名も記載する			※子どす 子どす
	5. 手数料	宣誓又は届出に手数料は無料。 これらの証明書等の発行を受ける場合は有料。			手数料は
	1. 届出書等の 保存年限	届出書等の保存期間は、30年とする。			届出書等
6有効性に関す	2. パートナー 解消時	等の返還」とする ・ 当事者2名又は ・ 当事者1名です り、本人確認を行 ・ 当事者1名です	は1名が市担当部署に来庁して手続を行う。 号続を行うときは、運転免許証等の書類によ		・ 等の事事・ 当事本事・ にが通
9ること	3. 転出時	・「当事者の連名等の返還」とする	による届出書類の提出」及び「受理証明書 る。		・「当事 等の返
と 	4. パートナーの 死亡時	パートナー死亡	『時の届出(手続)は不要		・パート

	市の考え方	(備考)		
独身であること (外国人) 住所 本人確認	戸籍謄本、独身証明書 婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付 住民票の写し マイナンバーカード、運転免許証、 在留カード、等	・ご提案いただいたとおり。		
通称名を使用する	ることができる。	・ご提案いただいたとおり。		
1人での手続もī	可。	ご提案いただいたとおり。なお、本人確認がその場でできることや、提出書類の不備や記入漏れにもその場で対応できることから、できるだけ、2人で来所いただくようお願いする。		
	型証明書 ロックチェーン証明書を導入していく。 る届出があった場合には、証明書は	・ご提案いただいたとおり。		
手数料はすべて	無料。	・ まずは多くの方に利用してもらうことを考え、無料とする。		
届出書等の保存類	期間は、30年とする。	・ご提案いただいたとおり。		
等の返還」とする ・ 当事者2名又は ・ 当事者1名で手 り、本人確認を行 ・ 当事者1名で手	は1名が市担当部署に来庁して手続を行う。 ■続を行うときは、運転免許証等の書類によ	・ご提案いただいたとおり。		
・「当事者の連名等の返還」とする	による届出書類の提出」及び「受理証明書 る。	・ご提案いただいたとおり。		
・ パートナー死亡	ニ時の届出(手続)は不要	・ご提案いただいたとおり。		

9. 「(仮称) 市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に 関する要綱(案)」の概要について

1. 要綱(案)

(1) 目的

本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるものとします。

(2) 定義

① パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいいます。

② ファミリーシップ

パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む 社会生活関係をいいます。

(3) 届出制

パートナーシップを形成している者は、パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあることを市長に届出ることができます。

届出を行うことができる者は、次の要件を全て満たしている者とします。

- ① いずれか一方が、本市に住所を有していること又は本市への転入を予定していること。
- ② 成年であること。
- ③ 当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ④ 婚姻をしていないこと。
- ⑤ 双方が民法第734条から736条の近親者でないこと。(ただし、同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、届出可能。)

(4) 届出に必要な書類

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- ② 戸籍謄本等、独身であることがわかる書類
- ③ 住民票
- ④ 運転免許証等の本人確認書類

(5) 交付する書類等

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書
- ② パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード
- ③ 民間企業のブロックチェーン証明書の導入を予定しています。

(6) その他

- ① 通称名を使用することができます。
- ② 届出の内容に変更があったときは、届出事項変更届の提出が必要です。
- ③ パートナー解消時や当事者双方が市外に転出した際には、届出書類の提出並びにパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還が必要です。
- ④ 届出書等の保存期間は、30年とします。
- ⑤ 市が行う施策については、届出及び証明書の趣旨を踏まえ、適切に取り扱います。
- ⑥ 市は、届出及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。

2. 担当課及び連絡先

総務部多様性社会推進課

〒 272-0034 市川市市川1-24-2

(TEL: 047-322-6700, FAX: 047-322-6888)

10-1 各種申請書等における性別記載欄に関する指針の策定について

1. 「各種申請書等における性別記載欄に関する指針」策定の背景と必要性 男女共同参画社会基本法(平成 11 年)や性同一性障害者の性別の取扱いの 特例に関する法律(平成 15 年)が制定され、この頃から性の多様性について 理解や配慮を求める動きが自治体でも広がりつつあった。

しかしながら、これまで具体的な基準や考え方が示されておらず、各種様式 等の性別記載欄について必要性の判断は所管課に任されてきたため、各課で扱 いに差が生じている。

このことから、性別欄記載の判断基準や記載方法について全庁的に統一した 考えを示し、各種申請書等を把握、整理するため「各種申請書等における性別 記載欄に関する指針」を策定する。

2. 各種申請書等における性別欄の現状

令和3年1月26日(火)~2月19日(金)に、各種申請書等における性別記載欄に関する調査を行った。その結果は、以下のとおりである。

国・県で様式を定めているもの 206 件 市で様式を定めているもの 187 件

10-2 各種申請書等における性別記載欄に関する指針(案)

1 目的

この指針は、性別記載欄を設ける際の指針に関し必要な事項を定めることにより、性別を記載することに違和感や苦痛を感じる方等の心情に配慮し、もって、人権尊重の取組みを進めることを目的とする。

2 この指針の対象

- (1) 市で様式を定めている申請書、届出書、申込書、通知書その他これらに類するもの
- (2) 市が行うアンケート、パブリックコメントその他これらに類するもの

3 性別記載欄を設ける場合の指針

各種申請書等への性別記載欄は、次に掲げる場合を除き、設けないものとする。

- (1) 国・県などの外部機関や法令等により性別の記載が求められている場合
- (2) 市の施策等の策定に当たり、統計上必要となる場合
- (3) 医療・保険・福祉サービスを提供する上で必要となる場合
- (4) 災害現場、医療現場等において本人確認が必要となる場合
- (5) 性別による対応の違いや配慮が必要な場合
- (6) その他業務上性別の記載を必要とする明確な理由がある場合

4 性別記載欄を設ける場合の配慮

性別の情報を収集する必要性について十分に精査の上、性別記載欄を設ける場合には、記入者自らが性別を記入する自由記載方式や、男女以外の選択肢を加えるなど、記入者の性自認、性的志向に十分に配慮するものとする。

5 施行期日

この指針は、令和 年 月 日から施行する。

【参 考】 性別記載欄の必要性を確認するチェックポイント

No.	確認内容	チェックポイント
1	国・県などの外部機関や	・条文に性別を記載すべきことが規定されて
	法令等により性別の記	いるか。
	載が求められている場	・法令等で様式が定められているか。
	合	・法令等で申請等が義務付けられているが、様
		式の定めがない場合において、不要に性別
		記載を求めていないか。
2	市の施策等の策定に当	・性別による満足度やニーズの差等を確認し、
	たり、統計上必要となる	業務に反映する必要があるものか。
	場合	
3	医療・保険・福祉サービ	・性別により健康管理、検査等の内容、数値、
	スを提供する上で必要	プログラム等が異なるか。
	となる場合	・サービス内容や事業内容は、性別により配慮
		が必要か。
4	災害現場、医療現場等に	・性別以外の情報(氏名、住所、生年月日等)
	おいて本人確認が必要	で本人確認ができないか。
	となる場合	
5	性別による対応の違い	・更衣室、休憩室やトイレ等、性別により区別 が必要か。
	や配慮が必要な場合	
6	その他業務上性別の記 載を必要とする明確な	・情報を利用することが可能なシステム等で 既に性別情報を保有していないか
	戦を必安とする明確な 理由がある場合	・他自治体等との共有システムを利用する場
	连田小のの場口	・他日石体寺との共有システムを利用する場合、更新や改修時に性別情報の収集の必要
		性を協議できないか。
		・法令等で定められた様式ではないが、他団体
		等が作成した様式で、性別記載を求めてい
		る場合なども、必要性について協議できな
		いか。
L		•